

那覇市公報

第 1 8 4 8 号

毎月2回 1, 15日発行

発 行 所

那覇市泉崎1丁目1番1号

那覇市総務部総務課

目 次

◇規 則◇

- 那覇市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則（ハイサイ市民課）…………… 1192
- 那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則（市営住宅課）…………… 1194

◇告 示◇

- 令和5年（2023年）11月那覇市議会臨時会の招集について（総務課）…………… 1197

◇上下水道局告示◇

- 那覇市排水設備指定工事店の新規指定について…………… 1198
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1199
- 那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について…………… 1200
- 那覇市上下水道局コンビニエンスストア等収納事務委託について…………… 1202
- 那覇市排水設備指定工事店の異動について…………… 1203

規 則

那覇市規則第36号

令和5年10月30日

公 布 済

那覇市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 覚

那覇市印鑑条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市印鑑条例施行規則（昭和51年那覇市規則第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(印鑑登録証明書の交付) 第9条 市長は、条例第16条の規定による印鑑登録証明書の交付申請があったときは、印鑑登録証又は個人番号カード及び当該交付申請書の記載事項を印鑑登録原票と照合の上、直接交付するものとする。	(印鑑登録証明書の交付) 第9条 市長は、条例第16条の規定による印鑑登録証明書の交付申請があったときは、印鑑登録証又は個人番号カード及び当該交付申請書の記載事項を印鑑登録原票と照合の上、直接交付するものとする。 <u>ただし、那覇市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成16年那覇市条例第38号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行われた申請に係る印鑑登録証明書については、郵送その他市長が適当と認める方法により交付するものとする。</u>
備考 改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する改正前の欄中下線が引かれた部分がない場合には、当該改正後部分を加える。	

付 則

この規則は、令和5年11月1日から施行する。

那覇市規則第37号

令和5年10月30日

公 布 済

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 知念 寛

那覇市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

那覇市営住宅条例施行規則(平成10年那覇市規則第3号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(入居期間の延長に係る特別の事情) 第3条の6 条例第8条の2第11項の規則で定める特別の事情は、次に掲げる場合のいずれかに該当し、かつ、条例第29条第2項の規定による高額所得者の認定又は条例第42条第1項の規定による明渡請求を受けていないこととする。 (1) 条例第6条第2項第1号又は第2号に該当する場合 (2) 入居者の子(これに準ずる者として市長が認める者を含み、条例第8条の2第1項の規定による決定を受けた入居者の子の子を除く。)であって、同居し、又は扶養されるものが23歳未満である場合 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がやむを得ない事由があると認める場合 2 前項(第3号を除く。)の規定は、次に掲げる者には、適用しない。 (1) 第3条の2第2号の規定による入居者であって同号のひとり親等に該当しなくなったもの (2) 第3条の2第3号の規定による入居者 (入居期間の延長に係る期間) 第3条の7 条例第8条の2第11項の規則で定める入居期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 (1) 前条第1項第1号の場合 10年を超えない期間 (2) 前条第1項第2号の場合 同号に規定する子のうち最年少のものが23歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間 (3) 前条第1項第3号の場合 5年を超えない範囲で市長が認める期間	(入居期間の延長に係る特別の事情) 第3条の6 条例第8条の2第11項の規則で定める特別の事情は、次の各号のいずれにも該当することとする。 (1) 次に掲げる場合のいずれかに該当すること。 ア 条例第6条第2項第1号又は第2号に該当する場合 イ 入居者の子(これに準ずる者として市長が認める者を含み、入居者の子の子を除く。)であって、同居し、又は扶養されるものが23歳未満である場合 ウ その他市長がやむを得ない事由があると認める場合 (2) 前号ア又はイに掲げる場合の入居者にあつては、第3条の2第3号に該当して入居した者でないこと。 (3) 条例第29条第2項に規定する高額所得者の認定を受けていないこと。 (4) 条例第42条第1項の規定による明渡し請求を受けていないこと。 (入居期間の延長に係る期間) 第3条の7 [略] (1) 前条第1号アに掲げる場合に該当するとき 10年を超えない期間 (2) 前条第1号イに掲げる場合に該当するとき 同号イに規定する子のうち最年少のものが23歳に達する日以後の最初の3月31日までの期間 (3) 前条第1号ウに掲げる場合に該当するとき 5年を超えない範囲で市長が認める期間
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後	

の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

那覇市告示第 326 号

令和 5 年 10 月 27 日

掲 示 済

令和 5 年（2023年）11月那覇市議会臨時会の招集について

令和 5 年（2023年）11月那覇市議会臨時会を次のように招集する。

那覇市長 知念 覚

- 1 招 集 の 日 令和 5 年 11 月 6 日（月）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場
- 3 付 議 事 件 名
 - （1）沖縄県企業局の水道料金改定に関する意見書
 - （2）学校給食費無償化の早期実現を求める意見書

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第 30 号

令和 5 年 10 月 25 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の新規指定について

那覇市下水道条例第11条に基づき、次のとおり新規に指定したので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 560 号
指定工事店名	合同会社 興和設備
営業所所在地	北谷町字吉原29番地
代表者氏名	伊波 毅
有効期間	自 令和5年10月19日
	至 令和10年3月31日

那覇市上下水道局告示第 31 号
令 和 5 年 1 0 月 2 7 日
掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第16条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第10条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 312 号
指定工事店名	株式会社テクノ工業
営業所所在地	沖縄市古謝三丁目26番11号
代表者氏名	新垣 敏哉
有効期間	自 令和3年4月1日 至 令和8年3月31日
異動年月日	令和5年10月16日
異動事由	代表者変更

那覇市上下水道局告示第 32 号
令 和 5 年 1 0 月 3 0 日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の事業の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1項第3号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 屋比久 猛義

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者（事業の廃止）

指定 番号	事 業 者	所 在 地	代 表 者
437	株式会社あおぞら産業	那覇市松島 1 丁目 23 番 11 号	比嘉 弘典

那覇市上下水道局告示第 33 号

令 和 5 年 1 1 月 2 日

掲 示 済

那覇市上下水道局コンビニエンスストア等収納事務委託について

地方公営企業法施行令第 26 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

1 受託者の住所及び氏名

住 所	氏 名
東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー 33 階	PayPay 株式会社
東京都品川区西品川一丁目 1 番 1 号 住友不動産大崎ガーデンタワー22 階	LINE Pay 株式会社
東京都千代田区飯田橋三丁目 10 番 10 号 ガーデンエアタワー	KDDI 株式会社
東京都千代田区永田町二丁目 11 番 1 号 山王パークタワー	株式会社 NTT ドコモ

2 委託期間 令和5年11月1日から令和9年3月31日まで

3 委託内容 水道料金等の収納事務

那覇市上下水道局告示第 34 号

令 和 5 年 1 1 月 2 日

掲 示 済

那覇市排水設備指定工事店の異動について

那覇市下水道条例第 16 条に基づき次のとおり異動があるので、那覇市排水設備指定工事店規程第 10 条により告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 屋比久 猛義

指定（登録）番号	第 234 号
指定工事店名	有限会社ヤマウチ設備
営業所所在地	宜野湾市普天間 2 丁目 39 番 3 号
代表者氏名	山内 美保子
有効期間	自 令和 2 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日
異動年月日	令和 5 年 10 月 27 日
異動事由	代表者変更

